

# 注目 安保国会

25日@参院特別委  
=左が質問、右が答弁

## 国会承認

Q すべての事態に例外なき（国会の）事前承認というのがベストだ。しかし、突発的な攻撃が発生するケースを考えると、原則（通り）は難しい。総理は事後承認はあくまで例外的なものと答弁しているが、変わりはないか。（自民・山本一太氏）

A 存立危機事態や重要影響事態の活動実施は原則事前承認だが、例外として緊急時の事後承認を認めている。国の平和および安全の確保に支障をきたす可能性があるからだ。できる限り原則として事前承認となるよう努力したい。（安倍晋三首相）



## 法的安定性

Q 自国のためにだけの集団的自衛権を合憲とする根拠に1972年の政府見解を挙げているが、当時から（こうした）法律論があったのか。（限定的な集団的自衛権の容認は）安倍政権の勝手な解釈だ。（民主・広田一氏）

A 当時、今日を予測していないから違憲という論は成り立たない。72年見解は集団的自衛権行使は認められないと導いているが、安全保障環境が変わった。考え方は変わっておらず、法的安定性は維持されている。（横畠裕介内閣法制局長官）

## グレーゾーン事態

Q 自衛隊法改正案による米軍の武器等防護でミサイル迎撃のためにできるのは、ミサイルを撃つことだ。しかし（この場合は武力行使の）新3要件に基づく国会承認もいらない。集団的自衛権（行使）の抜け道を作っている。（民主・水岡俊一氏）

A （武器等防護は）武力攻撃に至らない侵害に対応するためのものだ。一つ一つの武器使用において、正当防衛、緊急避難にあたる場合でなければ人に危害を与えてはいけないなどの厳格な要件が満たされなければならない。（中谷元・防衛相）

## 存立危機事態

Q （以前）国際法上、集団的自衛権行使には外国の要請が必要かと質問したら、当初は必要との答弁だった。しかし新3要件の認定には外国の要請は不要だと答弁を変えた。存立危機事態の判断に他国の要請は必要か。（無所属クラブ・中西健治氏）

A 存立危機事態の定義に、武力攻撃を受けた国の要請、同意は含まれない。他方、国際法上は、集団的自衛権の行使にあたり、要請、同意があることが前提だ。このことは（政府が閣議決定する）対処基本方針に明記する。（中谷防衛相）



## 後方支援

Q 重要影響事態で後方支援する時、応援する（國の）戦闘行為の正当性が担保されていない。国連決議もいらない。発進準備中の戦闘機に給油する場合、クラスター爆弾や劣化ウラン弾が搭載されていないと、どう確認するか。（社民・福島瑞穂氏）

A クラスター弾または劣化ウラン弾を搭載した戦闘機に対して（給油は）想定しないことを明確にし、実際の活動を行う。事前の調整や、必要に応じ相手方に問い合わせるといったことで、確認することは可能だ。（中谷防衛相）